

VI 自己評価・関係者評価・第三者評価

1 自己評価・外部評価(関係者評価・第三者評価)

日々の保育は、そこで保育を受けている一人一人の子どもにとって、最もふさわしい環境であるか、保育内容・方法であるかなどを、客観的かつ大局的に評価し、その結果を反映し、また次の保育実践につなげるという、循環が大切です。そこに、計画・目標(P l a n)—実行・実践(D o)—評価(C h e c k)—改善(A c t i o n)というP D C Aサイクルが必要で、改善されたP l a nで次のP D C Aサイクルが循環することになります。

就学前施設における評価には、以下の三つがあります。

(1) 自己評価

- 園の職員による自己評価、経営計画、指導計画、日々の保育の振り返りなど 自分たちの園を自分たちで改善したいという自己評価を出発点にします。他から言われるからではなく、自分たちの納得が得られる方向の解決に向かうことが基本となります。
- 足立区では「足立区教育・保育の質ガイドライン」の中の確認項目を抜き出し、「保育実践振り返りシート」として別冊にして、日々の保育の振り返りに活用できるようにしています。
- 子どもの育ちの評価は、日々の保育の振り返りを丁寧にし、エピソード記録の積み重ねをすることによって可能になります。また、一人一人の生活や遊びの姿を捉えた、エピソード記録を保育者同士で語り合う時間を作りましょう。

(2) 関係者評価

幼稚園の場合は、自己評価結果を保護者や地域住民などにより構成される学校関係者評価委員会に提出し、その資料に基づいて評価してもらうことを基本としています。保育所の場合は、一例として、保護者会の委員などが評価に関与することで、保育所にとって身近な関係者が保育内容の理解を深め、保育の改善や充実のための仕組みづくりへとつなげることがあげられます。また、公開保育や研修における指導・助言、意見交換なども保育の改善・充実につながります。

(3) 第三者評価

その園に関わりをもたない専門家などが、自己評価結果や学校関係者による評価を資料としつつ、実際の保育活動の参観や個々の保育者への面談も含めて、客観的な立場から評価していくものです。

2 情報の公開

学校教育法施行規則などでは、自己評価の結果を公表することは義務、あるいは社会的責任として努めなくてはならないとされています。学校評価ガイドラインには「公表シート例」が示されています。しかし、ガイドラインに示されている例は、最低限のものです。情報提供は園評価に関わることに限らず園の基礎情報となるすべてについて個人情報以外を公表することが原則であり、そのことが地域にある保育所・幼稚園として、子どもを育てる地域のネットワークづくりにつながっていきます。園だよりやクラスだより、掲示板、インターネットによる情報発信などを通じた、積極的な情報公開が必要です。